

令和5年5月26日

令和5年度第2回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和5年5月26日(金) 午前9時30分  
場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 協議事項  
協議第1号 令和5年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について
- 3 報告事項  
報告第1号 美浦村立統合小学校準備委員会について
- 4 その他
- 5 閉会

協議第1号

令和5年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について

令和5年第2回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和5年5月26日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

報告第1号

美浦村立統合小学校準備委員会について

上記について別紙のとおり報告する。

令和5年5月26日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

美浦村立統合小学校準備委員会設置要綱

令和5年5月17日  
美浦村教育委員会訓令第9号

(設置)

第1条 美浦村立小学校（以下「小学校」という。）の統合を円滑に実施するとともに、統合に伴い新たに設置する（仮称）美浦村立統合小学校（次条及び別表において「統合小学校」という。）の開校に必要な事項について協議するため、美浦村立統合小学校準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 統合小学校の名称、校歌、校訓、校章、校旗に関すること。
- (2) 統合小学校の運営方針及び教育計画に関すること。
- (3) 統合小学校の通学路及びスクールバスの運行に関すること。
- (4) 統合小学校のPTA組織の運営方針に関すること。
- (5) 小学校の統合に向けた移転準備に関すること。
- (6) 小学校の閉校及び統合小学校の開校に係る式典行事に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、小学校の統合及び統合小学校の開校に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 小学校の校長
- (2) 小学校の教頭
- (3) 小学校の教務主任
- (4) 小学校児童保護者の代表者
- (5) 小学校の学区内にある地区の代表者
- (6) 村議会議員の代表者
- (7) 美浦村立美浦中学校（次号及び別表において「美浦中学校」という。）の校長
- (8) 美浦中学校生徒保護者の代表者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条に規定する所掌事項が終了する日までとする。ただし、前条第2項第1号から第8号までに掲げる者で欠員

が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する所掌事項に関する調査及び検討を行うため、委員会に専門部会を置く。

2 専門部会の名称、部会員、調査及び検討の項目及び内容は、別表のとおりとする。

3 各専門部会は部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 各専門部会の部会長、副部会長及び部会員は、委員のうちから委員長がそれぞれ指名する。

5 各専門部会の部会長は、会務を総理し、各専門部会における調査及び検討の結果を委員会に報告する。

6 各専門部会の副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 各専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(最初の会議)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、教育長が招集し、第5条第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

(この訓令の失効)

3 この訓令は、第2条に規定する所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

別表（第7条関係）

専門部会の名称	専門部会員	調査及び検討の項目	調査及び検討の内容
総務部会	教職員代表者 地域住民代表者 児童生徒保護者代表者	統合小学校の名称、校歌、校訓、校章、校旗に関すること。	統合小学校の名称、校歌、校訓、校章及び校旗の選定等
		小学校の閉校及び統合小学校の開校に係る式典行事に関すること。	小学校の閉校式及び統合小学校の開校式の開催等
		統合小学校の通学路及びスクールバスの運行に関すること。	通学路等の安全対策及びスクールバスの運行計画等
学校運営部会	教職員代表者	統合小学校の運営方針及び教育計画に関すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育目標の設定及び校則の制定等</li> <li>2 教育課程及び学級の編制等</li> <li>3 予算、校務分掌、学校組織その他の学校運営体制の構築等</li> <li>4 学校行事の計画等</li> <li>5 学校保健及び学校給食の実施等</li> <li>6 児童会及び委員会並びにクラブ活動の実施等</li> <li>7 体操服の指定等</li> <li>8 学校ホームページの作成等</li> </ol>
		小学校の統合に向けた移転準備に関すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童及び教職員の事前の交流活動等</li> <li>2 移転準備期間中の学校行事その他の事</li> </ol>



			業の調整及び実施等 3 備品及び学校図書 の引越し並びに移転 計画等
P T A部会	児童生徒保 護者代表者 教職員代表 者	統合小学校のP T A 組織の運営方針に関 すること。	P T A組織の編成、役 員の選出、事業計画及 び規約の制定等

令和5年度6月補正歳入一般会計(単位:千円)

所属名	款	款名	項	項名	目	目名	節	節名	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
子育て支援課	21	諸収入	05	雑入	03	雑入	07	雑入	127 臨時職員雇用保険料(子育て支援課)	9	0	9
計										9	0	9

所属名	款	款名	項	項名	目	目名	節	節名	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
美浦幼稚園	16	県支出金	02	県補助金	07	教育費県補助金	02	幼稚園費補助金	020 市町村学校等安全対策支援事業費補助金	323	0	323
計										323	0	323

令和5年度 6月補正歳出一般会計 (単位:千円)

所属名	款	款名	項	項名	目	目名	事業名	節	細	摘	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
									節	節	要			
子育て支援課	03	民生費	02	児童福祉費	01	児童福祉総務費	03 児童手当事務費	01	04	001	一般事務職員	1,358	0	1,358
								03	09	005	期末手当(会計年度任用職パートタイム)	212	0	212
								04	06	005	社会保険料(会計年度任用職パートタイム)	156	0	156
								08	01	001	費用弁償	20	0	20
計												1,746	0	1,746

所属名	款	款名	項	項名	目	目名	事業名	節	細	摘	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
									節	節	要			
生涯学習課	09	教育費	05	社会教育費	01	社会教育総務費	53 地区公民館補助事業費	18	10	015	地区公民館等修繕等補助金	997	0	997
					03	文化財保護費	02 文化財施設管理費	14	03	030	エアコン更新工事	4,928	10,340	15,268
計												5,925	10,340	16,265

所属名	款	款名	項	項名	目	目名	事業名	節	細	摘	摘要名	要求額	補正前額	補正後額
									節	節	要			
美浦幼稚園	09	教育費	04	幼稚園費	01	幼稚園費	03 幼稚園運営費	12	05	025	送迎バス車内置き去り防止安全装置設置業務委託料	323	0	323
計												323	0	323

## 令和5年度 小澤家住宅修繕事業(村等補助事業)

### 【事業概要】

平成21年1月に国の有形文化財に登録された小澤家住宅主屋の老朽した茅葺屋根（北面及び西面）の修繕（茅の葺き替え）を行うもの。

美浦村大字大谷（旧大谷村）に所在する小澤家住宅は、美浦村に唯一現存する茅葺民家です。小澤家は、中世の江戸崎・土岐氏家臣の家系と伝えられ、近世以降、代々大谷村の名主を務めていました。そうした名主住宅の形態をとどめている主屋は、古民家研究上の資料的価値が極めて高く、造形の規範となり、再現することが困難であることから、有形文化財(建造物)として登録されました。小澤家住宅は、代々の当主が定期的に主屋の手入れを行ってきており、また現在でも住宅として使用されているので、基本構造の痛みはほとんど見られません。しかし近年、北側及び西側屋根の痛みが激しく、一部雨漏りも見られるようになり、今般当該屋根の修繕を行います。

修繕は、段葺きされている主屋の北面及び西面の傷んだ表層茅を取り除き、新たに茅屋根として葺き替えます。なお今回の工事では、美浦村教育委員会担当職員及び茨城県ヘリテージマネージャーの指導の下、茅葺専門職人が施工します。また本事業費は、管理者負担金、村補助金のほか、東日本鉄道文化財団の助成対象に採択されたことによる補助金を充てます。

### 【事業スケジュール】

- ・ 5月25日 公益財団法人 東日本鉄道文化財団 地方文化事業支援贈呈式
- ・ 6月 契約・着工
- ・ 8月 工事完了

【事業予算】

1 収入の部

単位 (円)

区 分	予算額	計	備 考
財団補助金	850,000	850,000	
美浦村補助金	1,000,000	1,000,000	
管理者負担	4,002,000	4,002,000	
合 計	5,852,000	5,852,000	

2 支出の部

単位 (円)

区 分	予算額	計	備 考
工事請負費	5,852,000	5,852,000	
合 計	5,852,000	5,852,000	



【写真1】国道125号線（大谷バス停）より小澤家住宅を望む（南より）



【写真2】小澤家住宅主屋全景（南より）



【写真3】小澤家住宅主屋 式台玄関（東より）



【写真4】小澤家住宅主屋 式台玄関からの内観



【写真5】小澤家住宅主屋 屋根北側状況（北より）

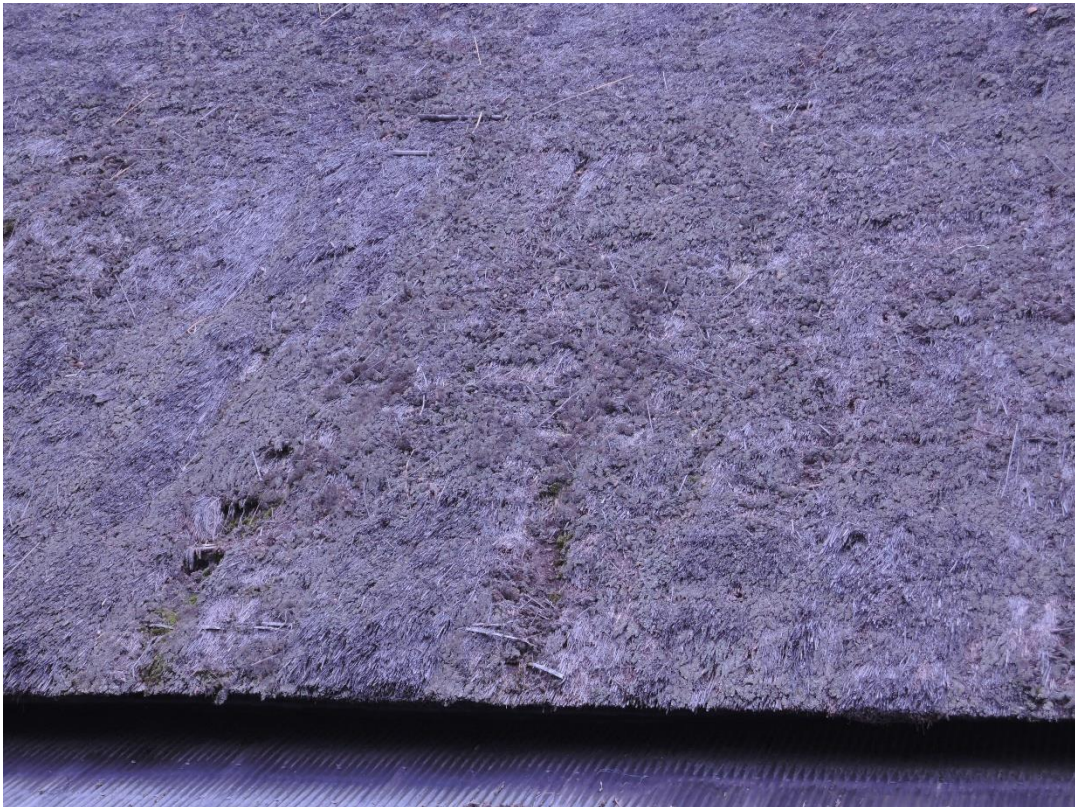


【写真6】小澤家住宅主屋 屋根北側状況（部分）





【写真7】小澤家住宅主屋 屋根西側状況（西より）



【写真8】小澤家住宅主屋 屋根西側状況（部分）

萱葺屋根葺き替え工程（抄）



屋根ホゴシ（傷んだ古い茅材を取り除く作業）



茅拵え（屋根に葺く茅材を束ねる作業）



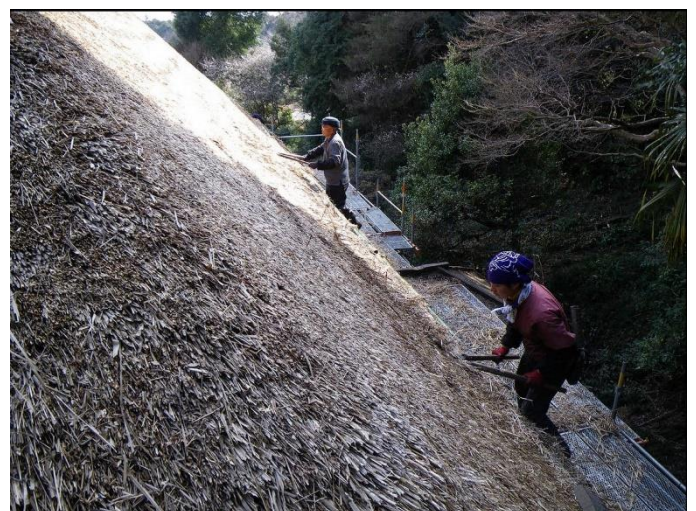
軒付け（束ねた茅を最初に軒に並べる作業）



平葺き（軒から棟へ向かって、棟側の茅が軒側の茅の上に重なるように葺く作業）



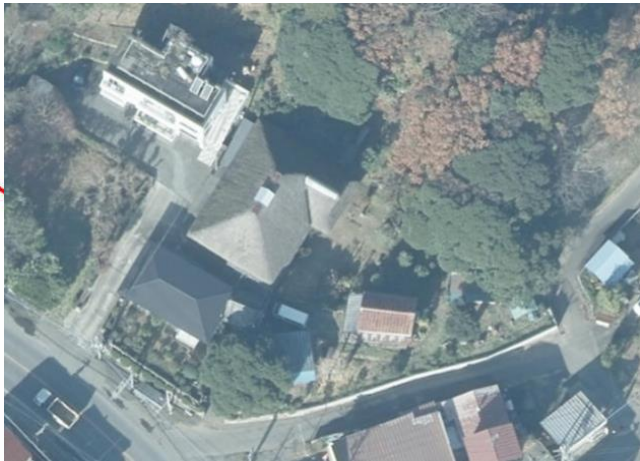
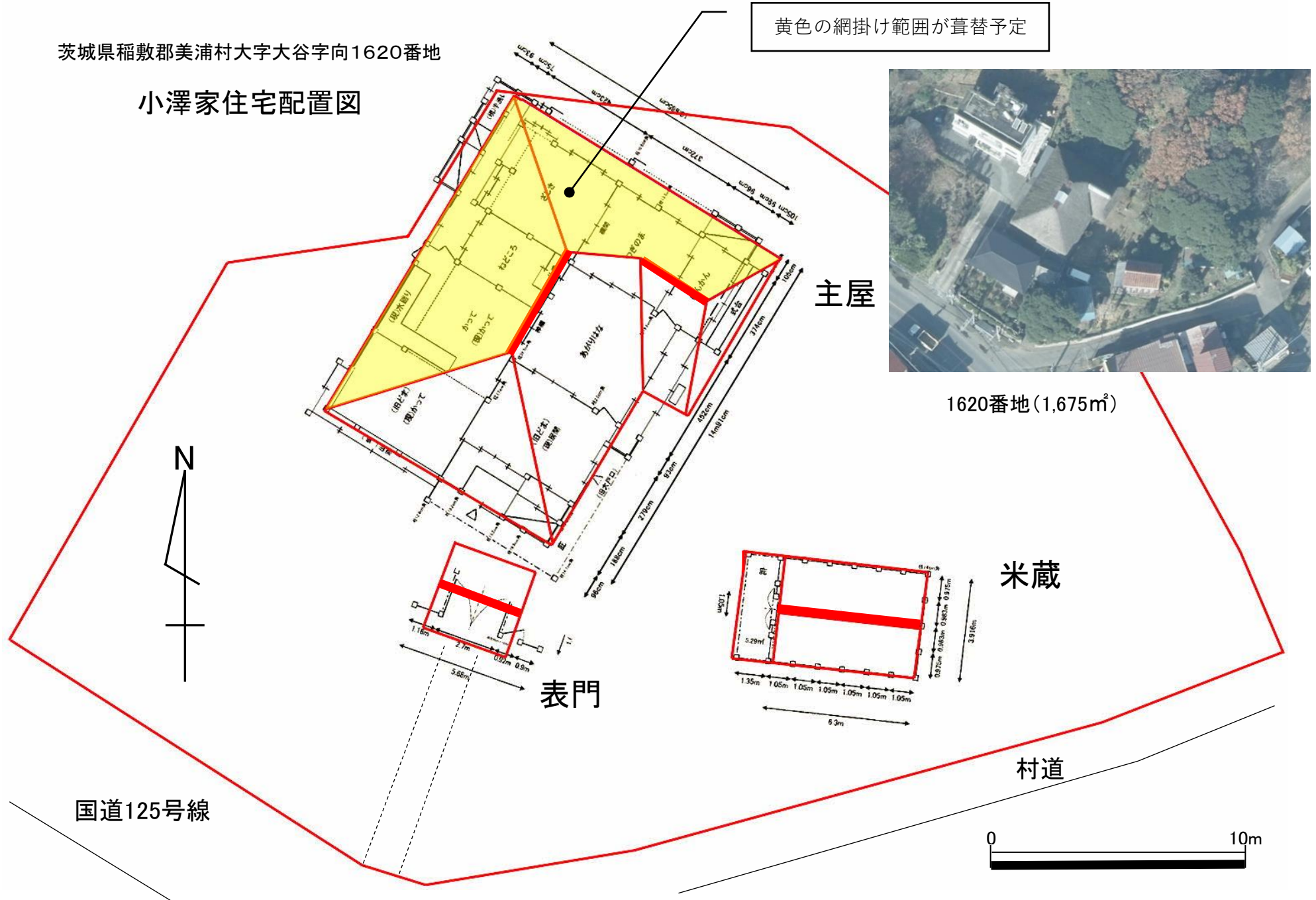
平刈込（屋根の形を整える作業）



平刈込（屋根の形を整える作業）

茨城県稲敷郡美浦村大字大谷字向1620番地

# 小澤家住宅配置図



1620番地 (1,675㎡)

米蔵

村道

国道125号線

